

診療情報開示手続きについて

【診療記録等（カルテ）の開示について】

当院では、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び「診療情報の提供に関する指針」に基づき、医療法人脳神経研究センター 新さっぽろ脳神経外科病院（以下、「当院」）「診療情報提供に関する規定」に則り、当院所定の申込書をご記入いただいた上で行います。

患者様のプライバシーを守るために、開示の手続きを厳格にしておりますので、開示までに多少時間がかかりますが、ご理解をお願いいたします。

【提供する診療情報の範囲】

開示できる診療録の範囲は、法定保存期間内及び当院で定める保管期間内の診療情報を対象とします。ただし、当院宛に他院より提供された記録については開示できません。

【受付時間】

平日の9時00分～16時00分まで（土日・祝日、年末年始は受け付けておりません）

【受付場所】

外来患者様…1階総合案内へお声掛けください（担当者がまいります）

入院患者様…各階スタッフステーションに先ずお声掛けください

【開示申請可能な方】

申し込みには本人確認書類と申込書等の提出が必要になります。

◆患者様ご本人

- ・本人が請求することが原則です。
- ・身分証明書（※）をご提示ください

◆患者様ご本人以外の方

1. 法定代理人
 - ・請求者の身分証明書（※）
 - ・続柄を証明する戸籍謄本等又は家庭裁判所の審判書等
2. 患者様から開示の代理権を与えられた親族
 - ・請求者の身分証明書（※）
 - ・本人同意書（委任状）
 - ・続柄を証明する戸籍謄本等

3. ご遺族（配偶者、子、父母及びこれに準ずる方）

- ・ 請求者の身分証明書（※）
- ・ 続柄を証明する除籍謄本等

4. 法律事務所、民間保険会社等

- ・ 貴社又は貴所にて作成された依頼書
- ・ 委任状

* 開示請求者の意思の確認

患者様ご本人以外の方がお求めになる場合、当院からご本人様へ開示請求に関する委任の意思の有無について電話等により連絡をとり、本人又は法定代理人の開示請求の意思の確認を行う場合がございます。

※身分証明書

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

【開示の準備期間及びお渡しについて】

- ・ 申込書受理後、開示できるようになるまで2週間程度かかります。
- ・ ご準備が整いましたら担当者よりご連絡させていただきます。
- ・ 連絡後、ご都合の良い日の開示受付時間内に来院いただき、お申し出ください。

【開示ができない場合】

当院の定める「診療情報の提供に関する規定」により、事由によっては開示に応じられないことがあります。

【費用負担について】

患者様による開示に手数料はかかりませんが、記録や画像等の複写をご希望の際には別に費用を負担していただきます（別紙による）。

- ・ 郵送の場合は、別途郵送料がかかります。その際には事前に開示料と郵送料をお納めいただきてからの送付となりますので予めご了承ください。
- ・ あらゆる機器による無断録音・撮影はご遠慮願います。